

一般社団法人日本臨床宗教師会  
認定臨床宗教師 資格更新条件の解説

認定臨床宗教師の資格更新の条件については、以下のように、日本臨床宗教師会資格制度細則第11条（資格の更新）、第12条（資格更新の期限）、第13条（資格更新の費用）に定められている。

（資格の更新）

第11条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は資格更新条件の解説に記す。

（1）日本臨床宗教師会認定の倫理講習の受講証明書：2単位

（2）日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証： フォローアップ研修参加3単位、会話記録検討3単位、活動内容検討3単位。

（3）スピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書：3単位。写しでも可。

（4）年間活動報告書：毎年作成し、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出。

（5）令和元年8月以前に資格認定を受けた者については、本細則第7条（8）または、本細則第8条（9）に定められた書類。

2. 前項の（4）について、別に定める期限までに提出されない場合、別に定める相当期間を定めて催促してもなお提出されないときには、相当期間の翌日をもって直ちに資格停止となる。続けて翌年も期限までに提出されない場合は直ちに資格剥奪となる。

（資格更新の期限）

第12条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受けるとき、申請者は資格認定証に記された有効期限内にすべての審査を終えられるように手続きを行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、別に定める手続きを経て資格更新期限を3年を限度として延長できる。

（1）国外在住・介護・産休・育休などの理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

（2）病気その他やむを得ない理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

（資格更新の費用）

第13条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受けるとき、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

これらの諸条件について、以下に詳しく解説する。

## 第1章 継続研修とその成立要件

### 第1節 主催団体

1. 日本臨床宗教師会、及び日本臨床宗教師会に認定された団体は、上記の資格制度細則第11条にある「継続研修」を主催することができる。
2. 継続研修を主催できる団体には3種あり、①日本臨床宗教師会、②日本臨床宗教師会に理事を送り出している各地の臨床宗教師会と、③日本臨床宗教師会が認定する臨床宗教師養成教育プログラム主催団体である。詳しくは、第4章で示す。
3. ①②③に該当する諸団体が単独もしくは、共催・協力して継続研修を主催することができる。また、①②③に該当しない団体と共催・協力することもできるが、主たる主催団体は①②③のいずれかに該当する団体に限る。

### 第2節 継続研修の種類

1. 継続研修には「フォローアップ研修（以下、FU研修と略す）」、「勉強会」、「個人面談」の3種がある。
2. FU研修は、講義1時間以上に加え、会話記録検討会もしくは活動内容検討会1時間以上を含む、合計3時間以上（休憩含まず）をもって成立する。
3. 勉強会は、2の成立要件に満たない会合型の研修とする。
4. 個人面談は、面談希望者と指導者の2者だけで行う。

### 第3節 継続研修の開催案内と開催報告

1. FU研修を主催する場合、当該の事務局は、事前に日本臨床宗教師会会員に開催案内を送り、原則として主催団体関係者以外の日本臨床宗教師会会員の参加を認めなくてはならない。また、終了後には速やかに開催報告を行う。どちらも、日本臨床宗教師会会員メーリングリストを利用することが望ましい。郵送を併用することもできる。
2. 勉強会を主催する場合、当該の事務局は、事前に日本臨床宗教師会会員に開催案内を送るが、参加者を限定しても構わない。また、終了後には速やかに開催報告を行う。どちらも、日本臨床宗教師会会員メーリングリストを利用することが望ましい。郵送を併用することもできる。
3. 個人面談については、第2章第6節の「[注意事項]」に示すように、当該の事務局は会員への開催案内・開催報告を行う必要はない（個人面談の当事者が報告をする）が、他の継続研修と同様に、当該団体の事業として記録を残す。

## 第2章 資格更新のための単位数

### 第1節 会話記録検討（3単位）

1. 継続研修において、あらかじめ作成した会話記録を提出し、その対応法や自己課題などを検討する（下記「[注意事項]」にあるように、スピリチュアルケアが中心となる事例、自己の内面的な課題に焦点を当てる内容が望ましい）。

2. 日本臨床宗教師会に登録された研修指導者（以下、「指導者」と略す）から指導を受ける。
3. 1回あたり30分以上のグループワークもしくは個人面談を1単位とする。ただしグループワークの場合は40分以上が望ましい。
4. 会話記録を提出せずにグループに参加するだけの場合は、0.5単位を認める（同一日程においては0.5単位を超える単位数は認めない）。ただし、この場合は計1単位までとする。
5. **すでに発表済みの会話記録を別の機会に再度発表することは、原則として認めない。個人面談で再度検討する機会を持つことは妨げないが、単位は認定しない。**
6. 発表・検討内容が、下記〔注意事項〕にある会話記録検討と活動内容検討の区別に従っていると、指導者が認めた者には、「会話記録検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる（なお、発表・検討内容が、活動内容検討に相当すると判断された場合には、「活動内容検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる）。
7. 指導者の場合は、会話記録検討での指導2名分をもって、1単位を認める。
8. 更新期間内に3単位取得する。

## 第2節 活動内容検討（3単位）

1. 継続研修において、あらかじめ作成した活動内容を提出し、その対応法や自己課題などを検討する（下記〔注意事項〕にあるように、宗教的ケアが中心となる事例、倫理的課題が中心となる内容、臨床宗教師としての活動、臨床宗教師以外の立場だが臨床宗教師に関わりのある活動、他職種との交流方法の検討が望ましい。年間活動報告書のような様々な活動を網羅的に発表する場ではない）。
2. 日本臨床宗教師会に登録された指導者、もしくは事前に主催団体より了解を得た専門家による参加が必要である。
3. 1回あたり15分以上の発表と5分以上の質疑応答、合計25分以上の発表会、グループワークもしくは個人面談を1単位とする。発表者・指導者の他に複数名の参加が望ましい。
4. 連名で発表した場合は、人数によって単位を分割する（例：4人の連名で発表した場合は、0.25単位）。
5. 活動内容を提出せずに発表会やグループに参加するだけの場合は、0.25単位を認める（同一日程においては0.25単位を超える単位数は認めない）。ただし、この場合は計1単位までとする。
6. **すでに発表済みの活動内容を別の機会に再度発表することは、原則として認めない。個人面談で再度検討する機会を持つことは妨げないが、単位は認定しない。**
7. 発表・検討内容が、下記〔注意事項〕にある会話記録検討と活動内容検討の区別に従っていると、指導者が認めた者には、「活動内容検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる（なお、発表・検討内容が、会話記録検討に相当すると判断された場合には、「会話記録検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる）。
8. 指導者の場合は、活動内容検討での指導2名分をもって、1単位を認める。また、第5節に定めるスピリチュアルケアに関する研究会2単位を、活動内容検討1単位に読み替えることができる。
9. 更新期間内に3単位取得する。

### 第3節 フォローアップ研修参加 (3単位)

1. 先に定めた成立要件を満たしたFU研修に、原則として全日程(全時間)参加する。
2. 主催者によって指定された時間に参加した者には、「FU研修受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む参加証明書を受け取ることができる。
3. FU研修中に受講した会話記録検討、活動内容検討、倫理講習、スピリチュアルケア研究会の単位は、FU研修参加の単位とは別に認定する。(例:FU研修のうち倫理講習のみに参加した場合は、「FU研修参加」の単位は認められないが、「倫理講習」の単位は認められる)。
4. 更新期間内に3単位取得する。

### 第4節 倫理講習 (2単位)

1. 継続研修において、「臨床宗教師倫理綱領」もしくは、「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)及び解説」に関する講義等を受講する。
2. **講師は倫理委員会が推薦する者とする。**
3. 1回あたり1時間以上の講義を1単位とする。
4. 主催者によって指定された講義すべてを受講した者には、「倫理講習受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる。
5. 更新期間内に2単位取得する。

### 第5節 スピリチュアルケアに関する研究会参加 (3単位)

1. 継続研修もしくは、学会、研究会において、スピリチュアルケアに関する講義等を受講、もしくは研究発表会に参加、もしくは研究発表・講演・講義をする。
2. 自分が講演・講義をした場合は、1回あたり30分以上で2単位とする(なお、1回60分を超えても4単位にはならない)。
3. 自分が口頭で研究発表をした場合(シンポジウム発表を含む)は、1回あたり質疑応答を含めて5分以上で2単位とする(なお、1回10分を超えても2単位にはならない)。
4. 自分がポスター発表をした場合は、ポスター1枚あたり1.5単位とする。
5. 連名で発表した場合は、人数によって単位を分割する(例:4人の連名で口頭研究発表した場合は、0.5単位)。
6. 講義を受講した場合は、1回あたり30分以上で1単位とする(なお、1回60分を超えても2単位にはならない)。
7. 研究発表会を聴講した場合は、1回あたり5分以上の発表を5回分聴講して1単位とする(なお、10回分を超えても2単位にはならない)。
8. 同一日程においては、複数種類の単位を認定しない(例:ある学会でポスター発表を行い【1.5単位】、さらに研究発表会を聴講した【1単位】とする。この場合は、1.5単位取得)。
9. 講義・講演、研究発表、講義の受講、研究発表会の聴講についての単位の証明は、主催団体が発行する参加証明書、領収証、予稿集、チラシもしくは是に替わるもので行う。
10. 更新期間内に3単位取得する。

### 第6節 年間活動報告書 (毎年1回)

1. 毎年1月から12月までの臨床宗教師としての活動について、その活動場所（施設名や地域）、協働する職種、活動内容（頻度や報酬の有無を含む）などを報告書としてまとめる。講演や論文、取材記事などについてはタイトルと年月日等を記載することができる。また、臨床宗教師以外の活動についても必要に応じて記載することができる。
2. 年間活動報告書は、毎年1月15日までに各地の臨床宗教師会に提出する。各地の臨床宗教師会でとりまとめたものを、毎年1月31日までに日本臨床宗教師会事務局に提出する。1月31日時点での未提出者については、日本臨床宗教師会事務局から本人及び身元保証人に連絡し提出を促す。
3. 原則として、一人あたり1～3ページとする。
4. 3月に実施される日本臨床宗教師会フォローアップ研修の抄録集に掲載するので、記載内容は各自執筆者の責任においてプライバシーに配慮する。
5. 本節2. に定められた期限までに提出されない場合、その資格を停止する。期限後に提出された場合には、提出が遅れた理由を示す「理由書」と「資格停止解除願い」を、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出する。資格停止のまま翌年も続けて期限までに提出されない場合、その資格を剥奪する。

## 第7節 [注意事項]

1. 継続研修での受講態度や提出内容などにおいて、臨床宗教師としての資質を著しく欠いていると指導者が判断した場合は、単位を認めないことがある。
2. FU研修を一部欠席した場合に、単位を認めるかどうかは、主催団体が随時判断する。目安としては全日程の約7～8割以上の出席が望ましい。
3. 会話記録検討と活動内容検討では、発表する事例・内容を区別することが望ましい。以下のよう  
に例をあげる。
  - （会話記録検討）スピリチュアルケアが中心となる事例、自己の内面的な課題に焦点を当てる内容、など
  - （活動内容検討）宗教的ケアが中心となる事例、倫理的課題が中心となる内容、臨床宗教師としての活動、臨床宗教師以外の立場だが臨床宗教師に関わりのある活動、他職種との交流方法の検討、など
4. 個人面談を実施する場合、以下のプロセスを経ることとする。
  - （i）面談希望者及び指導者の双方が、個人面談を実施する旨、事前に「継続研修主催団体」事務局に通知する（つまり当該の事務局は、2通の通知を受けることになる）。
  - （ii）事前通知の際には、面談者と指導者の氏名、実施予定の日時・場所、そして、会話記録検討か活動内容検討かの区別を明らかにする（面談者の例：x年y月z日、13時～14時に、P大学8階教室にて、会話記録検討のために私Aは指導者Bの個人面談を受けます。指導者の例：x年y月z日、13時～14時に、P大学8階教室にて、会話記録検討のために私BはAの個人面談を実施します。）
  - （iii）面談実施後速やかに、面談者と指導者の双方が、「継続研修主催団体」事務局に事後報告を行う。
  - （iv）事後報告の際には、面談者と指導者の氏名、実施日時・場所、会話記録検討会か活動内容検討会かの区別を明らかにする。（面談者の例：x年y月z日、13時30分～14時40分に、P大学9階B教授研究室にて、会話記録検討のために私Aは指導者Bの個人面談を

受けました。指導者の例：x年y月z日、13時30分～14時40分に、P大学9階B教授研究室にて、会話記録検討のために私BはAの個人面談を実施しました。）

(v) 事後報告を受けた「継続研修主催団体」事務局は、会話記録検討もしくは活動内容検討の受講証明書を発行する。

5. 個人面談の実施において、指導者は面談料を受け取ることができる。面談料は指導者が所属する団体の設定に準拠する。

## 第3章 更新の手続き

### 第1節 更新期間

1. 第2章で定めた資格更新のための単位数は、資格認定日より以前に行われたものは対象とならない。
2. 資格認定証には、資格認定日より数えて5年2ヶ月後までを有効期間として記される。理事会・総会の時期が前後する可能性があることを想定したものである。
3. しかし、実際には資格更新申請審査のために3ヶ月程度必要になるため、実際には4年9～10ヶ月間程度の間に必要な単位数をそろえることになる（例1：2018年3月5日に認定を受けた場合は、2022年12月31日までに更新申請の書類を提出する。例2：2018年9月9日に認定を受けた場合は、2023年7月31日までに更新申請の書類を提出する）。
4. 5年弱の更新期限内に資格制度細則第12条(1)(2)の事由が生じた場合は、その事由が生じてから半年以内に、所属する各地の臨床宗教師会の確認を経た上で、資格認定委員会に届出を行う。
5. 届出書には、やむを得ない事由に関する説明を記載し、その事由が生じたことを証明する書類を添付する。

### 第2節 必要書類

1. 第2章で示した受講証明書類は、資格更新申請者本人が管理し、本人の責任によって指定された時期に日本臨床宗教師会事務局に郵送する。
2. 継続研修の主催団体は、受講証明書類の再発行をすることができる。その際、事務手数料を資格更新申請者に請求することができる。
3. その他の書類については必要に応じて定める。

### 第3節 更新費用

1. 上記の資格制度細則第13条にあるように、資格更新申請者は、資格更新審査費として、日本臨床宗教師会に2万円を納入する。

## 第4章 関係団体

### 第1節 関係団体

1. 日本臨床宗教師会は、以下の第2節、第3節に定める団体とともに、直接・間接に協力して臨

床宗教師の養成と資質向上に取り組む。

## 第2節 各地の臨床宗教師会

1. 日本臨床宗教師会に理事を送り出している各地の臨床宗教師会は、上に定めた継続研修を主催することができる。
2. 日本臨床宗教師会の総会開催時期の前に設立した臨床宗教師会については、直近の理事会で報告することにより、設立時にさかのぼって継続研修の主催を認定することができる。
3. 2020年3月31日現在では、以下の8団体が該当する。
  - ・北海道臨床宗教師会
  - ・東北臨床宗教師会
  - ・関東臨床宗教師会
  - ・中部臨床宗教師会
  - ・関西臨床宗教師会
  - ・中国地方臨床宗教師会
  - ・四国臨床宗教師会
  - ・九州臨床宗教師会

## 第3節 教育プログラム

1. 日本臨床宗教師会が認定した臨床宗教師養成教育プログラムを主催する団体（教育機関等）は、上に定めた継続研修を主催することができる。
2. 日本臨床宗教師会が認定する以前に開催された継続研修に類するものは、上に定めた継続研修として認めない。
3. 2020年3月31日現在では、以下の9団体が教育プログラムとして認定されている。
  - ・東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座／死生学・実践宗教学専攻分野
  - ・上智大学臨床宗教師教育プログラム
  - ・武蔵野大学臨床宗教師・臨床傾聴士養成講座
  - ・大正大学大学院文学研究科
  - ・日本スピリチュアルケアワーカー協会
  - ・愛知学院大学大学院文学研究科
  - ・龍谷大学大学院実践真宗学研究科
  - ・種智院大学臨床密教センター
  - ・高野山大学密教実践センター

## 第4節 参加を推奨する学会、研究会等

1. 第3章第5節のスピリチュアルケアに関する研究会による単位取得のために、以下の学会・研究会等の参加を推奨する。
  - ・日本スピリチュアルケア学会学術大会
  - ・日本臨床死生学会年次大会
  - ・日本宗教学会学術大会
  - ・日本緩和医療学会学術大会

- ・日本サイコオンコロジー学会総会
- ・日本仏教看護・ビハーラ学会年次大会
- ・日本仏教心理学会
- ・日本仏教社会福祉学会
- ・日本キリスト教社会福祉学会
- ・日本「祈りと救いところ」学会
- ・日本グリーン&ビリーブメント学会
- ・日本死の臨床研究会全国大会、地方ブロック大会
- ・日本ホスピス・在宅ケア研究会全国大会
- ・日本在宅ホスピス協会全国大会
- ・臨床パストラル教育研究センター全国大会、研修会
- ・臨床スピリチュアルケア協会研究会、専門演習
- ・鶴見大学先制医療研究センター主催の講演会

以上

この「認定臨床宗教師 資格更新条件の解説」は、2019年3月4日より施行され、以前に作成された「資格更新の条件」(別表)に替わるものとする。以後、理事会の決議を経て改正することができる。

#### 附則

1. 本解説は、平成31年3月4日より施行する。
2. 本解説は、令和元年9月8日より改正・施行する。
3. 本解説は、令和2年3月31日より改正・施行する。
4. 本解説は、令和2年9月12日より改正・施行する。
5. 本解説は、令和3年9月12日より改正・施行する。